

議案第90号

向日市議会会議規則の一部改正について

向日市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年12月18日提出

提出者

向日市議会議員 天 野 俊 宏

賛成者

向日市議会議員 近 藤 宏 和

向日市議会議員 杉 谷 伸 夫

向日市議会議員 山 田 千 枝 子

向日市議会議員 村 田 光 隆

向日市議会議員 富 安 輝 雄

議会規則第 号

向日市議会会議規則の一部を改正する規則

向日市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第38条 略</p> <p><u>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。</u> <u>ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</u></p> <p><u>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。</u></p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第116条 懲罰については、議会は、<u>第38条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</u></p> <p>_____</p>	<p>(議案等の説明、質疑および委員会付託)</p> <p>第38条 略</p> <p><u>2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第116条 懲罰の動議が提出されたときは、議長はすみやかに会議に付し、<u>討論を用いないで会議にはかつて懲罰特別委員会に付託するかどうかを決めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、懲罰特別委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は、否決されたものとみなす。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。